

令和3年第8回（12月）佐渡市議会定例会会議録（第1号）

令和3年12月3日（金曜日）

議事日程（第1号）

令和3年12月3日（金）午前10時00分開会・開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 議案第123号から議案第134号まで
- 第 6 陳情第6号、陳情第7号
- 第 7 （産業建設常任委員会付託案件）
議案第134号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（21名）

1番	平 田 和 太 龍 君	2番	山 本 健 二 君
3番	林 純 一 君	4番	佐 藤 定 君
5番	中 川 健 二 君	6番	後 藤 勇 典 君
7番	北 啓 君	8番	室 岡 啓 史 君
9番	広 瀬 大 海 君	10番	上 杉 育 子 君
11番	稲 辺 茂 樹 君	12番	山 田 伸 之 君
13番	荒 井 眞 理 君	14番	駒 形 信 雄 君
15番	山 本 卓 君	16番	金 田 淳 一 君
17番	中 村 良 夫 君	18番	中 川 直 美 君
19番	近 藤 和 義 君	20番	坂 下 善 英 君
21番	佐 藤 孝 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

市 長	渡 辺 竜 五 君	副 市 長	伊 貝 秀 一 君
教 育 長	新 発 田 靖 君	総 合 政 策 監	日 坂 仁 君

総務課長 (兼選考委員 事務局長)	中	川	宏	君	企画課長	猪	股	雄	司	君		
財政課長	平	山	栄	祐	君	市民生活課長	磯	部	伸	浩	君	
社会福祉課長	知	本	政	則	君	子ども若者課長	市	橋	法	子	君	
高齢福祉課長	吉	川		明	君	環境対策課長	粕	谷	直	毅	君	
世界遺産推進課長	下	谷		徹	君	地域振興課長	岩	崎	洋	昭	君	
交通政策課長	十	二	毅	志	君	農林水産課長	本	間	賢	一郎	君	
農業政策課長	中	川	克	典	君	観光振興課長	中	川	裕	二	君	
上下水道課長	宮	城		徹	君	教育総務課長	坂	田	和	三	君	
学校教養課長	森		和	人	君	社会教育課長	市	橋	秀	紀	君	
消防課長	羽	二	生	正	博	君	両管津理病部院長	伊	藤	浩	二	君
建設課長 補佐	佐	々	木	雅	彦	君						

事務局職員出席者

事務局長	山	本	雅	明	君	庶務係長	松	塚	洋	樹	君	
議事調査係	数	馬	慎	司	君	議事調査係	余	湖	巳	和	寿	君

午前10時00分 開会・開議

- 議長（佐藤 孝君） おはようございます。ただいまの出席議員数は21名であります。定足数に達しておりますので、これより令和3年第8回（12月）佐渡市議会定例会を開会いたします。
これより本日の会議を開きます。
-

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（佐藤 孝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
今期定例会の会議録署名議員は、15番、山本卓君及び17番、中村良夫君を指名いたします。
-

日程第2 会期の決定

- 議長（佐藤 孝君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
今期定例会の会期及び会期日程について、議会運営委員長の報告を求めます。
議会運営委員長、近藤和義君。

〔議会運営委員長 近藤和義君登壇〕

- 議会運営委員長（近藤和義君） おはようございます。去る11月30日に議会運営委員会を開催しましたので、その結果について報告します。

会期につきましては、本日から12月21日までの19日間といたします。

会期日程につきましては、お手元に配付した会期日程表を御覧ください。

本日は、諸般の報告、行政報告の後、議案の上程、質疑、常任委員会付託、請願、陳情の常任委員会付託を行います。その後、産業建設常任委員会を開催し、先議案件の審査を行います。

先議案件につきましては、常任委員会の審査が終了次第、当該報告書を配付し、委員長質疑等の受付の後、議会運営委員会を開催し、本会議を再開します。

なお、再開時間は常任委員会の進捗状況を見て決定し、事務局より周知させます。再開後は、常任委員会報告及び採決を行います。

6日は、午前10時から議会改革等特別委員会を開催します。

7日は、午前10時から各派代表者会議を開催します。

8日から13日までが一般質問であります。質問者は13人です。

13日は、一般質問終了後、追加議案の上程、質疑、常任委員会付託を行います。予定されている追加議案は、工事請負契約の締結についてであります。

13日の本会議散会后、午後1時30分から17日までの間が常任委員会審査であります。

20日は、午後1時30分から議会広報特別委員会を開催します。また、午後3時を目途に常任委員会の報告書を配付し、委員長質疑等の受付の後、午後3時40分を目途に議会運営委員会を開催します。

21日は、午後1時30分から最終日の議事を行います。

報告は以上であります。

- 議長（佐藤 孝君） ただいまの報告に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議会運営委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、今期定例会の会期は本日から12月21日までの19日間にいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は19日間に決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（佐藤 孝君） 日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付した資料のとおりであります。朗読は省略いたします。

日程第4 行政報告

○議長（佐藤 孝君） 日程第4、行政報告を行います。

市長から行政報告の申出がありますので、これを許します。

市長、渡辺竜五君。

〔市長 渡辺竜五君登壇〕

○市長（渡辺竜五君） おはようございます。令和3年第8回（12月）佐渡市議会定例会に当たりまして、同年第5回（9月）佐渡市議会定例会後の報告案件についてご報告申し上げます。

まず、今定例会における報告事件についてです。報告第28号から報告第31号までにつきましては、議会の委任事項であります損害賠償の額を定めることについて専決処分いたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものでございます。

続きまして、9月定例会後の本市における主な出来事について、行政報告をさせていただきます。

1、佐渡金銀山の世界遺産登録について。11月15日、佐渡金銀山の世界遺産登録に向けた要望書を国、県、市議連の皆様方から御尽力をいただき、国、県、市議連の皆様を中心に知事とともに末松信介文部科学大臣や都倉俊一文化庁長官にお渡ししてまいりました。

末松大臣からは、予定以上のお時間をいただき、佐渡金銀山の世界文化遺産としての価値や魅力についてご理解をいただくことができたと考えております。また、都倉長官からは佐渡を応援したいというコメントも頂戴いたしました。私どもの思いは、しっかりと受け止めていただいたものと考えております。

なお、例年よりもスケジュールが遅くなっている状況ではございますが、市民の皆様とともに吉報を待ちたいと考えているところでございます。

2、ローカルSDGs（地域循環共生圏）の推進について。先般11月21日に佐渡未来講座、ローカルSDGsシンポジウムをアミューズメント佐渡で開催いたしました。佐渡市総合戦略アドバイザーや学識者、専門家からのご講演とパネルディスカッション等を行い、島内の企業、金融機関、農業関係者をはじめ、高校、大学、行政関係者など、約230名の皆様からご参加いただいたところです。

このシンポジウムの中で、私から、ローカルSDGsとも言われる環境、経済、社会を好循環させるた

めの地域循環共生圏の創造に向けた取組を推進していくこと、また、SDGs日本モデル宣言に賛同し、絶滅したトキの野生復帰を果たしたこの離島、佐渡から、日本のモデル地域となって、様々な社会的課題の解決と持続可能な地域づくりを推進していくことを宣言しました。

10月29日から30日まで行われました世界農業遺産の10周年フォーラムの精神も取り入れ、この日を出発地点とし、これからの地域循環共生圏やSDGs未来都市に向けて、持続可能な島を目指し、取り組んでまいります。

3、本市出身スポーツ選手の活躍について。本市出身のスポーツ選手の明るい話題が続いております。大相撲では、朝乃若関が十両昇進を果たし、佐渡出身の関取誕生は元小結大錦以来実に48年ぶりであり、10月1日には表敬訪問を受けたところでございます。先月行われた九州場所では、勝ち星を2桁、10勝とし、大活躍されました。

今後のますますの活躍に期待を込め、12月12日にはJA佐渡とともに、朝乃若関が強く、大きく、より一層の飛躍を遂げるように、朱鷺と暮らす郷、佐渡産コシヒカリを高砂部屋のほうへ贈呈をいたしたいと考えているところでございます。

また、プロ野球では、菊地大稀投手が巨人から育成6位で指名され、11月22日には仮契約を結び、その後表敬訪問を受けました。佐渡出身初のプロ野球選手でございます。佐渡市にとっては歴史的な出来事であるとも思っております。

佐渡の若者が活躍する姿は、佐渡の未来への希望や子供たちの夢の実現につながるものと大きく期待しているところでございます。

4、観光振興策について。去る10月8日に、国際認証団体グリーン・デスティネーションズが主催する「世界の持続可能な観光地トップ100選」において日本国内から12の市や地域が選ばれ、佐渡市も選ばれたものでございます。これには、トキとの共生など生物多様性に配慮した農法や生活様式、佐渡の文化、観光を含めた教育（トキ観察ルール、生き物調査）などにつきまして、持続可能性があると評価されたものでございます。世界のモデルの一つに選ばれたことは大変光栄でございます。お客様のご期待に応えられるように、今後も努力し続けなければいけないと感じているところでございます。

持続可能な観光に向けては、受入れ体制の充実も重要となっており、ハード面だけではなく、おもてなしなどソフト面を充実させることで満足度を高めることが重要だと考えております。あわせて、世界遺産登録に向けたインバウンド対策も急務になっております。このため、日本航空株式会社様とのサービス教育に関わる協定を10月1日に締結し、観光人材の育成やおもてなし力向上に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

5、市民との意見交換について。新しい佐渡市総合計画についても、現在作業を続けているところでございますが、私との意見交換の場も様々な形で適宜設けさせていただいているところでございます。子育て世代や移住者の皆様とも焦点を絞った意見交換をさせていただきました。

先月は両津地区で、明日12月4日は真野地区での意見交換会を行う予定であり、皆様より幅広い貴重なご意見を頂戴したいと考えております。今後も各エリアにおいてしっかりと意見交換を行い、市民の皆様からのご意見を政策に反映していくことに取り組んでいきたいと考えております。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長（佐藤 孝君） ただいまの報告に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

行政報告に対する質疑を終結いたします。

日程第5 議案第123号から議案第134号まで

○議長（佐藤 孝君） 日程第5、議案第123号から議案第134号までについてを一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

渡辺市長。

〔市長 渡辺竜五君登壇〕

○市長（渡辺竜五君） それでは、議案第123号 佐渡市行政組織条例の制定について。本案は、令和4年度以降における市の組織体制について、持続可能な社会に対応し、安定的かつ継続的に行政運営ができる体制を整備するとともに、政策を立案し、速やかに実行できる組織とするため、現在の課制を改正し、部制とするため、条例の全部を改正するものでございます。

議案第124号 佐渡市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、職員が職務遂行中の過失による事故または通勤途上の過失による交通事故により禁錮以上の刑となった場合、地方公務員法第16条の欠格条項に該当し、失職となることから、その刑の執行が猶予され、情状を考慮して必要があると認めるときは失職としないことができるよう、条例の一部を改正するものでございます。

議案第125号 佐渡市障害福祉施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について。本案は、当該条例に規定されている心身障がい者福祉センター及び精神障がい者福祉センターを現在指定管理者となっている法人に無償譲渡するため、条例を廃止するものでございます。

議案第126号 公の施設に係る指定管理者の指定について（トキ交流会館）。本案は、佐渡市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例に基づき、選定した団体を指定管理者として指定したいので、議会の議決を求めるものでございます。

議案第127号 財産の無償譲渡について（心身障がい者福祉センター）。本案は、佐渡市障害福祉施設の設置及び管理に関する条例の廃止に併せ、心身障がい者福祉センターに関わる土地及び建物を無償譲渡することについて、議会の議決を求めるものでございます。

議案第128号 財産の無償譲渡について（精神障がい者福祉センター）。本案は、佐渡市障害福祉施設の設置及び管理に関する条例の廃止に併せ、精神障がい者福祉センターに関わる土地及び建物を無償譲渡することについて、議会の議決を求めるものでございます。

議案第129号 佐渡市総合計画基本構想の策定について。本案は、将来あるべき佐渡の姿と長期的な展望を市民と共有し、総合的かつ計画的な市政運営を図るため、佐渡市総合計画基本構想を策定することについて、議会の議決を求めるものでございます。

議案第130号 新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び新潟県市町村総合事務組合同規約の変更について。本案は、本市が加入する新潟県市町村総合事務組合から令和4年3月31日限

りて阿賀北広域組合が脱退し、令和4年4月1日から加茂市及び加茂市・田上町消防衛生保育組合が共同処理する事務に加入することに伴い、規約を変更することについて、議会の議決を求めるものでございます。

議案第131号 令和3年度佐渡市一般会計補正予算（第11号）について。本予算案は、歳入歳出にそれぞれ2,923万7,000円を追加するものです。補正内容は、新型コロナウイルス感染症対策として、感染防止への対応に要する経費等を予算計上するものでございます。また、幼稚園費や病院事業会計費に要する経費を計上するほか、ふるさと納税の実績見込みに伴う歳入歳出所要額の計上、令和3年度災害復旧支援資金等利子等補助金や公共工事の平準化等に係る債務負担行為を設定し、歳入では県支出金、寄附金等を増額計上し、国庫支出金、繰入金を減額計上するものでございます。

議案第132号 令和3年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第4号）について。本予算案は、歳入歳出にそれぞれ261万8,000円を追加するものです。補正内容は、歳入では国庫支出金及び繰入金の増額を計上し、歳出では総務費及び諸支出金の増額を計上するものでございます。

議案第133号 令和3年度佐渡市病院事業会計補正予算（第3号）について。本予算案は、収益的収支について、収入を12万9,000円減額し、収入総額を15億8,144万7,000円に、支出を1,153万9,000円増額し、支出総額を18億9,459万3,000円に、資本的収支について、収入を1,428万5,000円増額し、収入総額を8億6,419万7,000円に、支出を728万5,000円増額し、支出総額を7億3,516万1,000円とするものです。主な内容は、両津病院において、医療機器の購入、両津病院移転新築に要する経費に係る委託料等の増額について計上するものでございます。

議案第134号 令和3年度佐渡市下水道事業会計補正予算（第3号）について。本予算案は、収益的収支について、収入を1,500万円減額し、収入総額を34億6,487万3,000円とし、支出を1,500万円減額し、支出総額を34億2,553万5,000円に、資本的収支について、収入を1,500万円増額し、収入総額を15億7,372万4,000円とし、支出を1,500万円増額し、支出総額を22億8,474万3,000円とするものです。主な補正内容は、収益的収支における入札による請負差額等の減額及び資本的収支における応急対策工事に伴う工事請負費等の増額について計上するものでございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤 孝君） これより議案の順序に従い、質疑に入ります。

議案第123号 佐渡市行政組織条例の制定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

林純一君。

○3番（林 純一君） 1点お伺いをいたします。

さきの11月25日に頂いた資料の組織編成方針のところに、現行の課制における問題点と過去2度の部制における問題点と必要性を踏まえた上で新たな部制を構築するという記載がございますけれども、この冒頭における現行の課制における問題点、この点について具体的にご説明をお願いいたします。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

中川総務課長。

○総務課長（兼選挙管理委員会事務局長）（中川 宏君） ご説明申し上げます。

現行の課制においてでございますが、今、日本においては人口減少等スパイラルのいろいろな社会情勢

が変化しております。その中で、広い視野を持って行政に取り組む必要がございます。それにつきましては、今の課長の体制であると大変業務が多忙になります。ですので、基本的にそういったいろいろな広い視点を持った政策立案等をしていくためには、やはり現行の課制ではなく、部長、課長という形で役割分担を明確化し、対応していくという形を考えているものでございます。

○議長（佐藤 孝君） 林純一君。

○3番（林 純一君） 今のご説明は、今の課制ですと市の行政は視野が逆に狭いのだというふうに言っていることになるのですけれども、この点についてはどのように理解されていますか。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 課は視野が狭いということではなくて、課の権限が狭いということでございます。課における権限というのは、組織上、課の権限しかございません。その中で、今総務課長から申し上げた点につきましては、人口減少、移住定住も含めた中で、ただ移住をすればいいというわけではなくて、そこに働き方、暮らし方、医療も含めて、そういうものが全部絡んでくるわけでございます。ですから、やはり今の課題を解決するには、複数の課が連携していくこととなりますが、例えば私どもにレクチャーをするにしても、5人、10人の課長が集まってレクチャーをする、これはやはり非常に非効率であるというふうに考えております。そういう点で、しっかりと政策を一つの視野で、一つのエリアの形の政策を一つの視点でしっかりとまとめていくことができる、そしてそれを国のほうに伝えていくことができる、そういう体制を取るためには課制では難しいという点が私どもの考えでございます。

○議長（佐藤 孝君） 林純一君。

○3番（林 純一君） ということは、現在の課制よりも新たな部制にしたほうが、より政策立案能力等、横串機能も含めて、市の行政機能が強化されるというふうに市長は判断されているということでしょうか。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 私自身が総務課長等を務めていたときから、やはりしっかりとした国との対応ができる職員、そして福祉であれば福祉、観光であれば観光、そこをしっかりと横の連携をしながら政策をつくっていける組織、それが必要だというふうに私自身は担当課長をやっているときからずっと考えておりました。そういう形の中でしっかりとその体制を整え、これから業務の効率化も含めながら、屋上屋にならない仕組みも考えておりますので、そこに向けて取り組んでいくというふうに考えておるところでございます。

○議長（佐藤 孝君） 荒井眞理さん。

○13番（荒井眞理君） 今までの行政で2回部制を廃止して、これ3回目なので、これで滑ってはいけなと私は思って見ております。一番問題なのは、今課長でも成り手がなかなかないということ、うわさで聞いているというふうに申し上げたほうがいいかなと思いますけれども、この部制にすると、部長というのは、市長が今までお一人でというか、市長、あるいはそれに代わる方が国や県に折衝に行くときに一緒に同行すると、今までの課長以上に重い責任を果たされることになると思うのです。そういうことを負いますという職員はちゃんとおられると。そこが担保されなければ、机上の空論に終わってしまうのではな

いか。それは、どのようにしてそういう人材をつくっていくのか、そこまで考えてのこういう制度設計なのか、そこをご説明を改めてお願いします。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） そこはご指摘のとおりだというふうに思っております。しかしながら、一方で市民のために働きますと、その市民のために佐渡に何が必要なのか、その視点を今部長以下全ての職員が持つべきだということを私自身は1年半申し上げてきたところでございます。その中で、部長の役割という点でございますが、私自身どう育てるかという点、ここ数年、正直申し上げて、市役所の課長で国の省庁へ行って交渉するということはほとんどなかったというふうに考えております。私が市長就任後は、一緒に行き、省庁を案内して、環境省、国土交通省を含め、様々な議論を国と直接できるようになってきておるところでございます。今までなかったものを新たにつくるわけですから、私自身がしっかりと一緒に幹部職員と国に向かって政策をつくり、政策を提言していくということを私はやらなければいけないと思っておりますので、部長の育成は私の業務でもあると思っておりますので、私自身が頑張るといいますか、取り組んでまいります。

○議長（佐藤 孝君） 荒井眞理さん。

○13番（荒井眞理君） 市長がそうやってリーダーシップを取ってくださるということは、職員、そのポジションにつく方にとってはとても心強いと思うのです。ただ、そこに至るまでの職員を育てるところがあって初めて市長と一緒に仕事ができるのだと思うのです。そこはどうされるのかなど。私は、もっと今までになかった研修制度の強化などが必要ではないかと思うのですけれども、そういうことも考えて、こういう人事配置ができるという見通しなのでしょうか。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） この1年、総合戦略アドバイザー制度も含めてなのですが、高い視点から考えている方と議論することによって、目先のものではなくて、今日本全体が目指しているところにこの市の行政の方向性というものを位置づけていきたいというところは、この1年職員と一緒に話をしながら、幹部職員とは特にいろいろな目的で話をしながら進めたところがございます。ただ、もちろん今の段階ですぐそういうことに全員がなっているかという点、それはこれからだというふうに思っています。難しい点はあるかもしれませんが、やはり組織が人を育てるという点も私自身はあると思っておりますので、課制であれば、やはり課長としてしか育たないという点は、組織としては一つの在り方だというふうに思っておりますので、やはりその部制をつくりながらしっかりと部長として育成していく、これは並行してやっていくということが大事だと思っておりますので、様々な研修も今新たに取り組んでおりますし、その中で職員と一緒に佐渡のために頑張っていくという思いをつなげていくことが私は部長であれ、課長であれ、そこが一番大事だろうというふうに考えております。

○議長（佐藤 孝君） 荒井眞理さん。

○13番（荒井眞理君） 市長のお考えは分かりました。方向性はとてもいいと思います。ただ、それを制度にしないと、渡辺市長のときはそうしたけれども、いなくなったらまた元の木阿弥だねと、これはそれこ

そ組織ではないと思いますので、きちんとそこは組織化されるのですか。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 研修のほうは、今やれるところからやっているということなので、議員ご指摘のように、しっかり組織化が必要だというふうに考えておりますし、一方で職員の育成ということでは、私自身は今、採用した若手職員は基本的に省庁等にやっぱり行って、国で経験してもらおうというところを増やしていきたいというふうに思っています。来年以降、多くの省庁といろいろな話をしておりますので、そこでしっかり経験を積んでいく、その上で国の研修システムも含めて理解をするという中で職員の育成というのが始まると思っておりますので、井の中のカワズにならないように、しっかりと外を見られる職員を若いうちからしっかりつくっていくということが大事だというふうに考えておりますので、その辺はしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 組織の在り方についてお尋ねをいたします。

今日の新聞でももう決まったかのように報道されていて、議会はどうしたらいいのだという気持ちでいるところなのですが、ううんと言われても困るのだけれども、議会広報のアンケートでもちゃんと分かりやすくやってくれというので、ちょっと丁寧に言いますが、過去2回も今言ったことと同じようなことを言ったのです。時代背景、例えばSDGsというものは昔、平成18年、平成29年はありませんでしたが、そういう意味でどうなのか。今聞いていると、外向きが強い、部制の感じは。市民からしてみると、組織というのは市民のためにどう役立つ組織だと。市長が言うには、外でやるのが回り回って内に入ってくるということを言いたいのだろうとは思っただけけれども、第一義的に、今コロナや経済不況の中で市民が本当に苦しんでいる大変な中なのだから、それをどうしてやるのかという部分で、フリーハンド的と言ったらおかしいけれども、課長だと仕事を持っているから動けないけれども、動くようなものなのかなというふうに思うのですが、その辺りどう考えているのか。今回の議案もそうですが、今やっている将来ビジョンをやめて、改めて10年スパンの基本構想と基本計画をやるということですから、タイミング的には非常にいいタイミングなのかなというふうに思っていますが、その辺はどうなのか。

具体的に、次に行きますが、資料にもありますが、総合政策監の規定をしてありますよね。そして、部長の規定もしてありますね。資料でいうと6ページ、「市政の重要事項に関わる政策調整を行うとともに、当該重要事項について総括整理するために総合政策監を置く」と。先ほどの答弁で、市長は屋上屋を重ねないようにすると言うのですが、過去にはかなりやっぱり屋上屋だったという実際の現状があったと思うのです。それをどう解決していくのかお尋ねをします。

それともう一つは、人口減少ということで、外から人を呼んでくるばかりではなくて、地域をどう活性化していくか、力をつけていくかということであると、地域づくりという視点を市長は強調しています。そういう意味で言うと、総務課には金井地区支援室というのがありましたよね。今回はそこが抜けているということなのだけれども、全体として前は金井地区支援室というのがあった。今回抜けていますよね、そっくり。具体的にはどういうふうに、金井のことも含めてどうなるのか、もう少し教えてください。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） まず、新聞報道等で決まったようになっておりますが、全く決まっておりません。これから議会の皆様としっかり議論させていただきたいというところがございますので、それはもうそのとおりでございます。前回2回とも同じような話をされていたということがございますが、私自身正直申し上げて、1回目のときは、様々聞いておりますが、ある意味そんなに大きな問題はなかったのではないかというふうに私自身は考えております。それで、2回目の問題点につきましては、分析する中で、私自身も中におりましたので、思ったのは、課長以下の組織を何も変えずに上に部長を乗せているという点が非常に大きな問題だったと思っています。具体的に言いますと、佐渡市で一番の決定機関は庁議でございますが、部制をしきながら庁議は課制で行っている、そういうアンバランス感、レクチャーも基本的に課長が行うというアンバランス感が職員の負担も含めて、何のための部制だという議論があったというふうに思っています。

これにつきましては、私ども、実は少しその2つ目の市民への皆様の対応ということにつながるのですが、実は課長のほうをできるだけ、質問によっては必要ですが、議会、また政策、市長レク等、そこを外すことによって、課長をできるだけその現場の専門官にしていきたい。その現場の専門官にするには、私自身市役所は係長行政だというふうに思っています。係長と課長がしっかりと議論をして現場の責任者になっていくというところ、課長と係長の合議制といいますか、そこで現場の専門家をつくっていくという形で現場力を向上していくというのが一つの目標であるわけがございます。この中で、総合政策監の問題もございますが、やはり今屋上屋にならない一つの方法として、私自身は、副市長レク、市長レクということではなくて、基本的に時間が取れるときは、私、副市長、政策監、一緒に課長と議論するようにはしておるところでございます。すなわち、副市長のところへ行ってはねられて、市長のところへ行ってはねられると、そういうものはできる限り廃止をしていきたいというふうに思っています。徹底的な合議制にしていきたいのですが、その合議制は、課長と係長の合議制、課長と部長の合議制、そして部長と我々三役、市長、副市長、総合政策監の合議制、そこをしっかりと議論ができる組織にしていきたい。それで現場力の向上と政策力の向上を図っていきたいという考え方でございます。

地域の活性化につきまして、これは様々議論をいたしました。この組織改編において、市民の皆様方に影響がある組織は変えないというのが私自身のこの組織改編における一つの考え方でございます。政策セクション、現場のほうは少し変えておりますが、市民の皆様に関係あるものは変えていないというふうに私自身考えております。そういう点で、支所、行政サービスセンターの在り方もかなり議論いたしました。今の段階は変えずに、今のままでしっかりと市民サービスをつくっていききたい。昨年からは支所、行政サービスセンターの地域づくりも始めたところがございますので、そこについて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

金井地区支援室の取組については、総務課長のほうからご説明をさせます。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

中川総務課長。

○総務課長（兼選挙管理委員会事務局長）（中川 宏君） ご説明申し上げます。

金井地区支援室につきましては、現在の組織としては総務課の中に支援室というような形で配置されて

おります。基本的に地域づくりを今後強化していくというところの中では、金井地区に関して、その上に総務課があるという組織になっておりますので、それはよくないという考え方の中から、次年度の行政組織の中では、行政サービスセンター、出張所という位置づけの中で、行政サービスセンターの市民の窓口業務、証明書発行とか、そういった部分につきましては、それぞれ本庁の課がございますので、金井地域センターという形で、地域支援係をそこに配置しまして、地域づくりに対してきちんと対応していくというところで考えてございます。今回の行政組織条例の改正の附則の中で、関連条例といった形の中で支所及び出張所の設置条例の中に金井地域センターを加えるという形で提案させていただいております。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 市長が言った点でいいますと、総合計画もつくるし、市民は組織体制が変わって、自分らの地域は風通しもよくなったし、行政との協働というのがキーワードですから、協働ができたなどというのは私やるべきだと思うのです。過去2回やっぱり市民から見ても失敗しているのではないのかみたいな声もありますから、そうではなくて、取りあえず市民に影響のあるところは変えないとは言いましたが、その辺は市民から見て、市役所の内部の組織が変わったから、いろいろなことが変わったなど市民にびびっと伝わるような組織改編が必要だなど。そういう意味で言うと、前段で言いましたが、総合計画や基本計画、市民のために皆さん方仕事しているわけだから、職員が動くことによって市民に喜んでもらえるのが本来の行政の仕事なのです。ところが、今まで市民の嫌がることばかり影に隠れてやっていたというのが……市長笑っていますけれども、そこが私は大問題だと思うので、そこを市民としっかりつくり上げていくというのが今後求められると思うのですが、その辺はどうか。

市の組織のことについて言うならば、地方自治法第138条の2ですが、自らの責任と判断においてやると。どちらかというと、議会のものよりも執行権のほうが強いものだから、あなた方がこの組織のほうが成果を出せるというのだったら私やればいいとは思いますが、ただ少なくとも過去2回の……議会側から言うと失敗なのかな。あまり仕事していないではないかみたいなのがあって、そこはやっぱりきちんと今回少なくとも来年度、再来年度、あと2年度しかありませんから、成果を出せるようにすべきだと思うのですが、その辺はどのように考えていますか。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 1点目については、まさしくそのとおりでございまして、今この地域課題が大きくなる中で市民とも一緒にやらないと、市役所がこう決めたからこうやりましょうでは、もう物事が変わらない。それが大きな失敗を繰り返してきた一つの要因だというふうに思っております。そういう部分で、できるだけ支所、行政サービスセンターが地域に出席して、いろんな議論をしながら課題を収集し、政策をつくっていくというところを私は就任以来取り組んでおるところでございまして。これをより一層強化したいという点で課長をできるだけ現場主義に戻していきたいというのが今回の一つの狙いでもありますので、現場主義において課長がリーダーシップを取れるような形を私自身は職員に期待しているところでございますし、そこについて一緒に考えて取り組んでいきたいというふうに考えております。

過去2回の問題でございしますが、これは先ほども申し上げたとおりでございしますが、私自身はやはりこの2年間で、これからの大きな移住定住を含めた政策、そこをしっかりと国とリンクしながら取り組んで

いく、そういう姿勢を組織として見せていきたい。そして、国、県から様々なモデルエリアになることによって、佐渡が課題解決の先進地として取り組んでいく、そういう姿を市民の皆様に見せていけるような形にぜひ取り組んでいきたいというふうに考えておるところでございます。多くの企業からも様々なお声をいただいておりますので、佐渡が活躍できるフィールドになることで市民の皆様の夢、希望につながるというふうに考えておりますので、そういう点でも取り組んでいくということが大事であると考えているところでございます。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 過去に監査の指摘でも、働き方の問題で残業が多過ぎやしないか、そのことが結局職場の雰囲気も壊しているという指摘が過去にあります。この前の決算でもかなり多いのかなと。仕事やっていたら大変で、つらいこともあれば、悲しいこともあるのは当たり前なのだけれども、達成感が持てるような組織体系をしっかりとつくっていく必要があると思うのです。

そこで聞くのだけれども、先ほど言った総合調整をする総合政策監の関係です。市長と副市長は多分悪いことをしない限り4年いると思うのです。統合政策監って4年はいないのです。つまり系統的に見ていくということ、部でも課でもそうだけれども、系統的に見ていくという点で言うと、総合政策監……今の総合政策監はいい人です。前のが悪いというわけではありませんが、そこら辺をやっぱり組織ですから、人間の心と心が通じたり、そういうものも大事ですよ。その辺はどう考えていますか。誰が総合政策監になってもできる、誰が市長になってもできる、誰が部長になってもできるという、まさに備品というのか、固定資産というふうに言われていますが、我々は不良債権ですけれども、どう思っていますか。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 総合政策監は、始まって以来、私もほぼ全ての方とお付き合いといたしますか、仕事を一緒にさせていただいております。その中で、一時部長のときもございましたが、基本的には政策全体をつかさどるポジションとして佐渡でご活躍いただいておりますところが現状でございます。そういう点で、国から一定のキャリアの方をいただいているわけでございますので、やはり広く佐渡全体の政策を見ていくとなると、今議員からご指摘があったように、そこにしっかりと政策をつくって議論ができる、そういう体制をつくっていく、それによって、市長が替わろうが、副市長が替わろうが、総合政策監が替わろうが、やはり組織として一定の佐渡市の方向性をつくっていくことができるということになっていくと思います。そういう部分で、やはり組織の中でしっかりと政策全体、そこを考えるセクションが要するというふうに思っておりますので、そこも含めながら、しっかりとご指摘に合わせて私どもが取り組んで、学んでいくということに努めてまいりたいと考えております。

○議長（佐藤 孝君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第123号についての質疑を終結いたします。

議案第124号 佐渡市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑ありますか。

荒井眞理さん。

○13番（荒井眞理君） これは、昨今公務員の方で残念ながら事故を起こしてしまわれたり、いろいろなことがあったり、背景があるということは私も理解するつもりではあるのですが、ただこの「職務遂行中の過失による事故または通勤途上の過失による交通事故による禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を猶予された職員について」と。一定程度、間に裁判所が入っているので、甘い処分ではないと。それをくぐってきた方々について、情状を考慮し、特に必要があると認めるときはその職を失わないものとする。それは分かるけれども、正しいいろいろな諸事情というのは実は裁判所は知らない、市役所のほうは知っているということもあります。この情状を考慮するというのは、とてもそういう意味では難しいところではないかというふうに考えているのですが、この情状を考慮するというのは、一体どこの制度、誰が考慮するのか、「特に必要があると認める」とある、この必要とは一体何なのかというところをどう規定されているのか、これほかの県とか市町村のを参考にされるのだろうかと思うのですが、それはどうなっているのでしょうか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

中川総務課長。

○総務課長（兼選挙管理委員会事務局長）（中川 宏君） ご説明申し上げます。

条例の改正の部分についてはそのような文言等しかございませんけれども、基本的にこの情状を考慮するという考え方の中では、職員だけで判断するのではなく、第三者機関等の意見をいただくというような形で今制度設計を進めております。

それから、どのような場合があるかということでございますけれども、なかなか他市町村の事例も少なくございますので、その辺いろいろな形のを勉強させていただきまして、きちんとした形で不信感のないような対応ができるように進めていきたいと考えております。

○議長（佐藤 孝君） 荒井眞理さん。

○13番（荒井眞理君） 市民目線で読みますと、情状を考慮するとか特に必要があるというのがこの一応過失による事故を起こした方に寄り添った判断になるのかなと市民は思ってしまうのです。今までいろいろなことがあっても、公務員はあらゆる犯罪を起こしたときには、残念ながらそれは市民、国民の手本になりませんとって解雇されるということでした。これは非常に厳しいと思いますけれども、市民はそのぐらいの緊張感を持ってやってほしいというところを今回少しハードルを下げますと言っているふうに市民には聞こえます。ですから、この情状を考慮するとか特に必要があるというのは、誰のための情状で、誰のために必要なのか。今第三者機関等で進めているということですが、どういう方向で考えておられるのでしょうか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

中川総務課長。

○総務課長（兼選挙管理委員会事務局長）（中川 宏君） ご説明申し上げます。

この考え方の中には、当然過失による交通事故等によるということでございますが、その過失につきましても基本的に故意であるとか重大な過失がある場合に適用するわけではございません。情状酌量、まずこの禁錮刑以上の刑の中で執行猶予等が認められるような判断がされた場合、さらにそれについて職員が

こういった事情等を考え、聴取して、それに対しまして、公の判断として、失職まですべきではないというような判断が下されるというようなところを考えております。特に必要というところの中には、いろいろなケースがございますので、その辺につきましても全国の事例等をひもときながら、実例を加味しながら、判断基準等がこの後追加されていくものと考えております。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 荒井眞理さん。

○13番（荒井眞理君） 私も恐らく総務課長と同じように全国の事例を引っ張って佐渡の基準をつくると思います。ただ、どういう方向でという、その方向がそもそも定まっていなければ、極端に言ったら、市民が納得するように厳しい基準で探そうなのか、それともやっぱり職員を大事にしたいから、職員側で探し出す基準って変わってくるので、だからどういう考え方ですかということをお聞きしたので、もう一度お願いします。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） これにつきましては、今おっしゃるような疑念を抱かれないようにしっかりと判断をしていかなければいけないと思っています。全国の事例を私自身も見せていただきましたが、やはり正直少し甘いのではないかという事例も多々ございます。そこを含めながら、この過失につきまして、私自身は今第三者機関等でしっかりと整理をすべきというふうに考えておりますが、基本的には交通事故等におきましては、ほぼ過失がない状態でも事故が起きることがございます。そういう部分に対して救済をしていくというような形を考えておりますので、基本的には一定程度の過失につきましては上位法に基づいて判断をしていくということになるのだろうというふうに考えております。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 何のことはない。地方公務員法にある失職の特例を設けるだけということだというふうに私は認識をしています。だから、もともと地方公務員法の第28条の第4項の規定を適用するだけということで、別に職員の刑を軽くしようとかなんとかという話ではないというふうに私は捉えています。そこでお尋ねをするのですが、今市長も交通事故みたいな話があったけれども、当然全国の事例も見て云々という話を総務課長もしているのだけれども、例えばこのようなものがあるというのをちょっと教えていただけますか。先ほどの話だと、その情状についてはやっぱり一定のルールが要るのではないかと。ケース・バイ・ケースというものもあるのだと思うのですが、要綱とか規則とか、何かそんなものもつくるという考え方なのですか。他市の事例も含めて教えてください。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

中川総務課長。

○総務課長（兼選挙管理委員会事務局長）（中川 宏君） ご説明申し上げます。

他市の事例ということで、交通事故等の事例がございます。公用車を運転しておりまして、女性を死亡させたというような形で、併せましてそのほか重軽傷を負わせる死亡事故を起こしたという職員がおります。その場合に、事故前1か月、先ほど議員に申し上げましたが、残業時間が300時間を超えたところがあり、公用車で向かう途中、居眠り運転により対向車線にはみ出して軽自動車に衝突したものと

ろの中で、裁判官のほうも、結果は重大だが、苛酷な勤務が居眠りにつながった要因というような形の中で、作業量の増加などで長時間労働が続いてきたこと、それから死亡した女性側の遺族が裁判で処罰を求めない考えを述べたことというところで、市としても反省すべき点があるということを考慮して失職をさせないこととしたというような事例がございます。全国事例も踏まえまして、いろいろな基準を設けたいというふうに考えておりますが、それを要綱であるとか、そういった形のものにすべきかどうかにつきましては今判断をしておるところでございます。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 交通事故だけではないのです。有名なのが、平成18年4月のふじみ野市、今回もあるけれども、指定管理で業務委託をしていたことによって子供がプールで死んだというとき、あのときに教育委員会の課長と係長は失職したのです、この特例がなかったから。例えば今回の盛土事件はどうかは分かりませんが、過去に前任者とか前々任者がやっていて、そのとき担当になったときにいろんなことが発覚したと、法的にはその人が取らないとなというような場合、それが禁錮になったとすれば、そうしたときにはやっぱり情状酌量すべきだろうということで、結果的に市民のために仕事ができる職員をこういったことで失ってはならないというのがこの地方公務員法の趣旨だと私は思うのですが、いかがですか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

中川総務課長。

○総務課長（兼選挙管理委員会事務局長）（中川 宏君） ご説明申し上げます。

いろいろなケースが当然ございますし、私どもの考え方の中でも有能な職員が職を失うということがあってはならないということが事実でございますので、そういったことを踏まえて検討していきたいと思っております。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） ぜひ今言った指定管理の問題や業務委託において、特に行政は何でも丸投げするのだけれども、そのことによって責任を問われるのは親元の課長だったり係長なのです。ふじみ野市の課長と係長は若くして失職したのです。退職金ももらえなかった。ぜひそういった中身も含めてこの問題は職員として捉えて、先ほどの組織の問題ではないけれども、肝に銘じる必要があると思うのですが、市長、いかがですか。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） ふじみ野市の事例を含めて、私どももあれがあったときに様々研究させていただきました。その中で、指定管理者と市の役割、そういうものをしっかりと明記しておるところでございますので、そこは常にしっかりと課長級と理解しながら、リスクを下げていくということは取り組んでまいります。またあわせまして、その責任の問題につきましてはもうご指摘のとおりです。人の命が失われるということは、いろいろ裁判等にもなるわけでございますので、ただその過失がどうだったのかという、これはやっぱり非常に大きな問題になるというふうに思っております。そういう部分で、やっぱり過失割合、そして本人の動き、そういうものをしっかりと加味しながら、一律ではなくて一定程度その懲戒を考えていくということは必要だと考えておりますので、そういうものはしっかりと勉強しながら、我々のほ

うもしっかり準備をしまいたいと考えております。

○議長（佐藤 孝君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第124号についての質疑を終結いたします。

議案第125号 佐渡市障害福祉施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

中川直美君。

○18番（中川直美君） これ2つの無償譲渡の関係があるというのは分かるのだけれども、なぜ廃止にするのですか。精神障害者施設関係のものというのは、佐渡市にはなくなるのかなんて思ったりもするのですが、とりわけ介護だとかこういう障害者の部分って非常に制度的に難しい。現場のことがなかなか分かりにくい。そういう意味で言うと、1つぐらいアンテナショップとして持っていたほうが理解できるかなというふうに思うのですが、具体的に教えてください。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

知本社会福祉課長。

○社会福祉課長（知本政則君） ご説明いたします。

こちらの施設については、当初から施設運営を民間のほうに委託しており、現在指定管理をしているところでございます。今回譲渡につきましては、法人事業者のほうと協議を続けてきた経過の中で今回上程させていただいたというところでございます。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） それは分かる。多分そうだろうというのは推測できるし、それは分かるのだけれども、全体としてどうなるのか、障害者施設みたいなのが。冗談抜きに、病院でも何でもそうだけれども、制度そのものが難しいし、その本当の実情がどうなのか、障害者の暮らしの実態がどうなのかということであると、やっぱりそう言ったところに関わらないと分からないのです。昨日もちょっと聞いたけれども、戸籍の窓口で出入国管理及び難民認定法の関係、今グローバルですから、分からないけれども、職員は一生懸命対応してくれたという話もあったけれども、人権やジェンダーやいろんなことで本当に今いろんな難しいことが起きるのです。そういう意味でどういうふうになっているのかと。市の施設はなくなるのではないですかと。さっき言った組織ではないけれども、市の職員が、スキルの的に理解しにくくなる。その辺どうですか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

知本社会福祉課長。

○社会福祉課長（知本政則君） ご説明いたします。

今現在この施設については、2法人事業者に運営していただく中でほかの事業所も展開していただき、障害サービスのほうを充実していただいているところでございます。今後市のほうも監査等も含め関わっていくというところでございますし、法人と一緒に支援を続けていきたいと考えております。

○議長（佐藤 孝君） 荒井真理さん。

○13番（荒井眞理君） 最初に私も同じ、市民にとってのメリットは何か、どう考えているのかということをお伺いしたいと思っていました。この佐渡市障害福祉施設の設置及び管理に関する条例を廃止すると、もう完全に佐渡市の設置する施設、あるいは管理する施設というのはなくなる、ゼロになると。この市民にとってのメリットを何だと考えるのかということをお聞きしたい。

それから、もう一つは、後ほど出てきます議案第127号、第128号の財産の無償譲渡、私これと関連しているのだろうということで、そもそも無償譲渡がなければ、この条例の廃止ということもないのだと思うのですが、なぜこの順番なのか。つまり、この施設の無償譲渡、賛成しますよ、いいですよというのがあって初めてこの条例の廃止という順番だと思うのですが、条例を先に廃止するかどうか先に出てきて、その後この無償譲渡というのはどうしてなのか、そこを分かるようにご説明をお願いします。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

中川総務課長。

○総務課長（兼選挙管理委員会事務局長）（中川 宏君） ご説明申し上げます。

後段の部分でございしますが、施設を譲渡する場合には、条例で目的を持っている施設につきまして譲渡することはできません。よって、施設の目的等を廃止し、その施設が普通財産となったところで譲渡するという形でありますので、条例の廃止が先ということになります。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

知本社会福祉課長。

○社会福祉課長（知本政則君） ご説明いたします。

今利用者の方がその作業所を利用されているということで、今後も環境が変わることなく引き続きご利用できるということもメリットだと思いますし、市のままですと障害者サービスの請求額が減算となっております。譲渡が認められれば、その減算もなくなり、法人のほうも収入額の増が期待できるということもありまして、そちらがまたサービスの向上につながっていくのではないかと考えております。

○議長（佐藤 孝君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第125号についての質疑を終結いたします。

議案第126号 公の施設に係る指定管理者の指定について（トキ交流会館）の質疑を許します。質疑ありませんか。

後藤勇典君。

○6番（後藤勇典君） それでは、質疑したいと思います。

まず、こちらなのですけれども、参加された企業の数というのは何社いたのか教えてください。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

中川農業政策課長。

○農業政策課長（中川克典君） ご説明いたします。

今回の指定管理の応募団体でございますが、1社の応募がございました。

以上でございます。

○議長（佐藤 孝君） 後藤勇典君。

○6番（後藤勇典君） 1社のみしか手が挙がらなかったということで、いろいろ推察される部分があると思うのですが、建物自体、結構年数がたっている建物であるというふうに認識しております。そういったところで、何か特段その施設としての問題点だとか、要望だとか、そういう指摘事項というのはやり取りの中でなかったのでしょうか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

中川農業政策課長。

○農業政策課長（中川克典君） ご説明申し上げます。

議員おっしゃるとおり、あまり新しい施設ではないことは事実でございます。選定委員会の際に応募者からありましたご意見といたしましては、現在も指定管理者として運用されている業者になるのですが、若干消防設備等におきまして消防署の指摘事項等がございましたので、その辺の修繕のほうはお願いしたいというようなお話はございました。

○議長（佐藤 孝君） 後藤勇典君。

○6番（後藤勇典君） 指定管理施設もそうですし、あと無償貸与しているような施設も同じことが言えると思うのですが、古い施設だと、これから数年スパンで単年度での修繕が利かないものというのがいろいろあると思うのです。そういった中で、きちんと事業者と例えば向こう5年間のスパンでの修繕計画だとか、そういった部分の打合せ、協議というのもきちんとできている状況なのか、何か有事が起きたときに、このままだと今年はちょっと予算が厳しいので、できませんとか、そういうことも想定されると思うので、やはりこの修繕計画というのをきちんと前もって数年先を見越した形で、お互いが合意の上でこういう契約というのは進めていくものだと思います。たとえその1社しかいないからといって、まあいいですよというふうに、なあなあというわけではないのですけれども、するものではなくて、だからこそきっちりとこの部分というのは押さえていく必要があると思うのですが、そういう部分についての担保は取れていますか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

中川農業政策課長。

○農業政策課長（中川克典君） ご説明申し上げます。

現在の指定管理者との間では、そういった施設の不備等の情報共有のほうはできておると考えておるところでございます。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） これ何で無償譲渡しないのですかというのが1つです。もう一つは、修繕の関係、指定管理のルールがあって、例えば基本的なものは10万円でも何でも直すけれども、基本的でないものは云々というのがありますが、それはここだけが特別ではなくて、指定管理のルールに基づいていると思うのですが、それは具体的にどうなっていますか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

中川農業政策課長。

○農業政策課長（中川克典君） ご説明申し上げます。

無償譲渡の件でございますが、この施設はご存じのとおり、宿泊であったり、会議であったりを行う施設でございます。また先ほどご説明したとおり、かなり古いということもありますので、譲渡する施設には似つかわしくないのかなと考えておるところです。

修繕の割合等についてでございますが、指定管理者制度運用指針というものがございまして、建物、設備の損傷による軽微な修繕につきまして、1件20万円未満でございますが、これにつきましては指定管理者のほうで対応いただくということで、それ以上につきましては市のほうで対応するということになってございます。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 今の20万円以上というのは、過去からルールがあったのだけれども、温泉の無償貸与施設については基本的なものは20万円以下でも見るというふうに変えていませんか。私はそのように理解しているのだけれども。そうしないとそごが出るというふうな。とにかく基本的なもの、これは貸しているほうの責任だから、アパートも同じだから。違いますか。

○議長（佐藤 孝君） 温泉のことを聞いていますか。

○18番（中川直美君） 指定管理のことを聞いています。

○議長（佐藤 孝君） 指定管理のことですか。温泉は議案外ですので、あれですけども……。

暫時休憩します。

午前11時08分 休憩

午前11時09分 再開

○議長（佐藤 孝君） 再開します。

説明を許します。

中川総務課長。

○総務課長（兼選挙管理委員会事務局長）（中川 宏君） ご説明申し上げます。

指定管理につきましては一律20万円未満という制度にのっとってやっております。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） そうすると、無償貸与のやつは基本はやるということですね。では、指定管理と違いがあるということですね。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 指定管理は全体一定のルールでやっておりますが、無償貸与の場合は基本的に無償貸与の案件ごとに様々議論するところもあります。そういう部分で、今無償貸与というのは基本的に温泉だけだというふうに思っておりますが、その温泉の中で決めたルールでやっているというふうに認識しているところでございます。

○議長（佐藤 孝君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第126号についての質疑を終結いたします。

議案第127号 財産の無償譲渡について（心身障がい者福祉センター）の質疑を許します。質疑ありませんか。

荒井眞理さん。

○13番（荒井眞理君） 先ほどの議案第125号のときに、これ私は議案の順番どうかということ、無償譲渡をする前に普通財産にするという手続があることは分かりますけれども、この財産は心身障がい者福祉センターで、相川栄町ですか、ここは今までいわゆるその近所で温泉施設を無償譲渡してきた結果、ほとんど運営できなかったのと同じ立地条件にあって、これを無償譲渡した後に、やはりこれ修繕が大変です、修繕して使えます、でも大変ですということになって、温泉のように、ではあちらのホテルに行きます、こちらの温泉に移りますというわけにいかない施設ですので、この無償譲渡をした挙げ句、これ修繕やっぱり大変でしたということになってはいけません。普通財産に戻してしまうと、この建物、心身障がい者福祉センターとしての用として満たさない建物を例えばそのまま普通財産として使ってもらいながら修繕とか、いろいろそれも有り得る話なのかもしれませんが、この関係は非常に立地条件からして、また利用者の性質からして難しいのかなと思うのです。

○議長（佐藤 孝君） 簡潔にお願いいたします。

○13番（荒井眞理君） 無償譲渡でこれ大丈夫だという確信があつての上程なのでしょうか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

知本社会福祉課長。

○社会福祉課長（知本政則君） ご説明いたします。

この後も事業者のほうで障害福祉サービスを続けていくことができるということで考えております。あと、施工業者のほうで点検も行っていただき、特に大きな修繕箇所はないということです。ここ2年、令和2年度、令和元年度も特に大きな修繕はございません。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 荒井眞理さん。

○13番（荒井眞理君） 例えば施工業者とか関係の業者にこの近くの温泉施設も見ていただいた挙げ句無償譲渡したら実際は使えない状態になったと、こういう事例が近所にあつて、自然状況の厳しさというのは変わらないと思います。よくよく点検したつもりでもそうではなかったという事例がすぐ直近にありますから、詳しいことは委員会の中でやりますけれども、そういうこともきちんと加味して、十分に加味した上でのこの上程になっているのですか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

知本社会福祉課長。

○社会福祉課長（知本政則君） ご説明いたします。

今年度、外壁のほうが老朽化してしまつて、外壁のほうの修繕を実施しておりますし、今後サービスを継続していただけると考えております。

○議長（佐藤 孝君） よろしいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第127号についての質疑を終結いたします。

ここで換気のため、15分間休憩いたします。

午前11時14分 休憩

午前11時29分 再開

○議長（佐藤 孝君） 再開します。

議長のほうから皆様にお願ひがありますが、会議規則第55条では発言は全て簡明にお願ひしたいということですので、ご協力をお願ひいたしたいと思ひます。質疑ですので、一般質問にならないように、簡潔にお願ひいたしたいというふうにお願ひします。

それでは、先ほどの中川直美議員の質疑の説明に、ちょっと間違いというわけではないのですが、もう一度説明をし直したいということですので、中川農業政策課長、説明をお願ひします。

○農業政策課長（中川克典君） 先ほどの中川直美議員の質疑の中で、指定管理者を指定しますトキ交流会館につきましてなぜ譲渡できないのかという質疑につきまして、私のほうで、建築物として古いので、それも譲渡できない一因だと述べさせていただきましたが、現在トキ交流会につきましては一部大学の拠点施設等としても活用してございますので、譲渡には似つかわしくない施設であると、発言のほうを訂正させていただきますと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（佐藤 孝君） それでは、議案第128号 財産の無償譲渡について（精神障がい者福祉センター）の質疑を許します。質疑ありませんか。

荒井眞理さん。

○13番（荒井眞理君） 議案第127号と同じ質問です。

この建物は、精神障がい者福祉センターを無償譲渡すると。この財産の無償譲渡について、しっかり今後当面修繕がないというぐらい整備されたものなのか、どういう確認をされて、どのような手を打っているのか、もう一度確認させてください。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

知本社会福祉課長。

○社会福祉課長（知本政則君） ご説明いたします。

こちらの施設も点検の結果、特に大きな問題もございません。外壁修繕のほうも実施しておりますし、今のところ心配な点はございません。

○議長（佐藤 孝君） 荒井眞理さん。

○13番（荒井眞理君） 先ほど同じことを言いましたけれども、同じ地区で無償譲渡した建物がその後使えなくなったということが一番懸念しています。それは絶対大丈夫だと、この本会議場で私は担保を取りたいと思っているのです。ご説明をお願ひします。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

知本社会福祉課長。

○社会福祉課長（知本政則君） ご説明いたします。

修繕箇所が出た場合には、必要な修繕が出れば法人と相談していきたいと考えております。

○議長（佐藤 孝君） 荒井真理さん。

○13番（荒井真理君） 3回目なので、これで置きますが、その修繕が必要なときというのは、今から3月31日までのことなのか、その後のこともそのように考えていきますということなのか、そこをきちんとご説明をお願いします。何かあったときには補修には協力しますという、そういう姿勢をはっきり出していくということなのか、どこの時間軸なのか、きちんとご説明をお願いします。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

知本社会福祉課長。

○社会福祉課長（知本政則君） ご説明いたします。

当面の間は問題ないと考えております。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 部制にも今後なるので、改めて聞いていきたいというふうに思います。

公有財産ですから、これは市民の財産で、まだ利用価値のあるものをただであげるということになるわけなのですが、条例の中には譲渡については一切規定がないのですが、どのような解釈をしたらいいですか。以前もこの問題でもめたことがあるのですが。

○議長（佐藤 孝君） 暫時休憩します。

午前11時34分 休憩

午前11時34分 再開

○議長（佐藤 孝君） 再開いたします。

説明を許します。

中川総務課長。

○総務課長（兼選挙管理委員会事務局長）（中川 宏君） ご説明申し上げます。

条例等に規定がないというところで、無償譲渡をする場合に議会の承認を得るものでございます。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 以前佐渡太鼓体験交流館のときにちょっと問題になったのです、条例との関係で。それ以降全く整備されていないというふうに思うのです。公有財産の手続というのは極めて厳格であるべきものです。今総務課長が言いましたように、だから議会にかけているのですよというスタンスということでもいいですね。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

中川総務課長。

○総務課長（兼選挙管理委員会事務局長）（中川 宏君） ご説明申し上げます。

議会の議決していただくところに財産の無償譲渡という案件が当然ございますので、そのような形で提案させていただいております。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） ですから、佐渡市の条例の中では、財産の交換、譲与、無償貸付等に関すること、

つまり譲渡の中に減額譲渡もあれば無償譲渡も本来入るべきものだと思うのです、私は。このことで佐渡太鼓体験交流館のときにもめた。だけれども、その後一向に整備をされていないということなので、整備すべき部分があるのか研究する必要があると思うのですが、市長、いかがですか。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 譲渡につきましては、やはり議会にしっかり広く見ていただいて、しっかり公にして取り組んでいくということが財産の公平な扱いということで大事だというふうに思っておりますが、この条例の整備のご指摘の点につきまして、ちょっと私どもも研究させていただいて、それ以降にちょっと研究した結果はございませんので、再度佐渡太鼓体験交流館の状況をちょっと調査した上で考えさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（佐藤 孝君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第128号についての質疑を終結いたします。

議案第129号 佐渡市総合計画基本構想の策定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

後藤勇典君。

○6番（後藤勇典君） こちらが今回議案として上がってきているわけなのですがけれども、これまでも将来ビジョンですとか結構ぱっと見ると立派なものが上がってきているなという、そういう印象なのですがけれども、ただその一方でコモディティー化していないかな、同質化していないかなというような、そういう疑問点もあるものですから、渡辺市長としては、今回のこの基本構想の中でどこがこれまでとの際立った違いなのか、それから特に力を入れたいというのはどういうところなのか、これを確認させてください。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 基本的には全面見直しでございますので、どこを変えたというよりも、現状に合わせて、佐渡市の基本的な五つの柱に合わせて、現状を含めて見直したという形でございます。私自身は、地域循環共生圏というものに取り組むに当たっては、この五つの柱が一つの方向になると思っておりますので、どれがということよりも、これらに総合的に取り組んでいかなければいけないというふうに考えております。

○議長（佐藤 孝君） 後藤勇典君。

○6番（後藤勇典君） 資料の9ページのところに、施策の大綱ということで、各施策がそれぞればあっとあるのですがけれども、その計画としては、前期5年、後期5年、また3年間のロールスパンの中で考えていきますということがありますがけれども、その前半部分で取り組んでいきたい優先順位的な、そういうイメージを持っているのか、それとも前期5年の中でこの施策全般的に、網羅的に進められるところを進めていくという、そういうイメージなのか、そこら辺のウエート配分というのはどういうふうなイメージで考えられていますか。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） お答えいたします。

基本目標の五つについては、やはり均等にやるべき、要はこの五つを均等にしない限り政策にならないというふうに私自身は考えております。ですから、この五つは基本的に同じような力で取り組んでいくというのが当然でございますが、基本目標の中の施策においては、予算、国の方針、そういうものを含めながら、順次予算づけをしたものから優先的にやっていくように見えますと思いますが、必要なものはしっかりと考えていくという形で、この中にまた細かな施策が出てきますので、これについては予算、国の方針を含めた形で順番をつけていくという流れになるというふうに考えております。

○議長（佐藤 孝君） 後藤勇典君。

○6番（後藤勇典君） 理解を深めるためにちょっと聞きたいと思うのですが、特にこの9ページのいろいろ書いてあるところの中で、満遍なくというところはあるのですが、特にここだけはとか、そういうこだわりの部分についてぜひお聞かせください。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） この中の複数にまたがりましても、常に申し上げているように、佐渡の市民の人が安心して暮らすためのインフラの整備、防災、ここを一つの軸にしながら、子育ての部分、移住定住の部分、そして元気高齢者の部分、この人口減少対策というものに取り組んでいくというのは私自身の基本的な柱でございますので、これが五つの項目の中の様々なところに入っておりますので、どれがというよりも、その方針に基づいて取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（佐藤 孝君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第129号についての質疑を終結いたします。

議案第130号 新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び新潟県市町村総合事務組合同規約の変更についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第130号についての質疑を終結いたします。

議案第131号 令和3年度佐渡市一般会計補正予算（第11号）についての質疑に入ります。

本案の質疑は歳入歳出別とし、歳出については複数の款ごとに分けて行います。

それでは、議案第131号についての歳入に関する質疑を許します。

金田淳一君。

○16番（金田淳一君） 予算書の6ページの債務負担行為について伺います。

一番上の佐渡クリーンセンター焼却残渣島外排出処理事業、令和3年度から令和4年度までというふうになっておりますが、これについて、どういう経緯でこの債務負担行為を設定しなければならなかったのかということと、この排出について、どういう形で残渣を処理場まで運ぶのか、具体的なことが決まって

いたら説明をお願いいたします。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

粕谷環境対策課長。

○環境対策課長（粕谷直毅君） ご説明いたします。

9月議会におきまして、市民厚生常任委員会でも説明させていただいている内容でございますが、焼却残渣につきましては年間約2,300トン出るというふうに想定してございます。これを福島県のいわき市、あと埼玉県の大里郡寄居町、あと茨城県の鹿嶋市、この3施設に運んで資源化したいというふうに考えてございます。今回債務負担行為で上程させていただいたというのは、最初に契約する福島県いわき市の分の300トンについてのごとでございます。この契約をするに当たりまして、なぜ先にやらなければいけないかということでございますが、まずそこに運搬するための車両、これが特殊車両になりまして、そのために道路を通行するためには申請して許可をいただかなければいけないということございまして、そのための期間が約1か月半かかるということでございます。

あと、資源化施設のほうでいろいろとその運搬に絡むところの計画準備等もございまして、そちらのほうも前もって契約させていただきたいということで、今回債務負担行為の承認をいただきたいということで上程させていただいております。これは、新年度の4月以降の業務になりますけれども、契約だけを先行してさせていただきたいということでございます。

あと、その運搬に関することでございますが、通常ですと資源化施設と関連する運送業者が運送することになるのですけれども、我々今回3施設に関しまして、2つの施設については何とか運送を切り離して競争入札できないかというところで了解をいただいております。今の考えでは、運送に関しましては、競争入札で業者を決めて、それで資源化施設のほうに運搬していきたいというふうに考えております。今ちょうど意向調査をしているところでございまして、佐渡市の一般廃棄物の運送業者も含めて確認しております。その内容に基づいて今度入札をかけたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 県支出金の関係でちょっとお尋ねしたいと思います。

予算をつくった時点で、今回コロナの関係も入っているのですが、ちょっとお尋ねをしておくのですが、県支出金の関係で、国は福祉灯油に1世帯2,500円やるみたいなのが出ましたが、その扱いは今後どうなるのかと、13ページ、防災拠点庁舎整備の指定寄附があるのですが、これは言えないのかもしれませんが、どのような方なのか、ご理解してくれた方がいるのかなと思うので、ちょっとこの2つ聞きたいと思えます。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

猪股企画課長。

○企画課長（猪股雄司君） ご説明いたします。

防災拠点庁舎整備指定寄附金でございます。こちらのほうは、一般の市民の方から庁舎の建設に役立ててほしいということで100万円寄附をさせていただいたものでございます。これにつきましては、整備基金のほうに一旦積立てをさせていただきまして、各工事費のほうに流用させていただきたいというふうに考

えております。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

平山財政課長。

○財政課長（平山栄祐君） ご説明させていただきます。

県の12月議会のほうで福祉灯油の助成ということで、2,500円でしたか、上程するという報道がなされております。佐渡市につきましては、それを受けてどうするということはまだ今のところ決まっておりません。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 後段のほうからいきますが、また結局臨時会になるのもどうなのかなという気持ちもあるし、この後もう定例会というのは3月までないものですから、冬の寒い時期に使えるものですから、どうかなと聞きました。

指定寄附の関係ですが、学校とか、こういった行政庁舎への強制寄附はもちろん地方財政法で禁止をされているのですが、こういった指定寄附は可能なのですね。例えば同じように学校を建てる時に学校にやってくださいということとはできないというふうに私は理解しているのだけれども、どうですか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

平山財政課長。

○財政課長（平山栄祐君） ご説明いたします。

条件つき寄附として、建てなかったら金をやらないというような場合であれば、それは議決要件になるというふうに考えております。なので、そういう場合でなければ、今回の場合は大丈夫だと思っております。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） ちょっとうろ覚えで恐縮ですが、学校の建築などに対する寄附は禁止されている、道路に対するそういった寄附は禁止されているというのが地方財政法のルールだと思うのですが、今財政課長が言ったそういう解釈ならば妥当だということですね。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

平山財政課長。

○財政課長（平山栄祐君） はい、そのように理解しております。

○議長（佐藤 孝君） 荒井眞理さん。

○13番（荒井眞理君） 今の関連ですが、これ委員会の中で詳しくやっていただけたらと思います。今回のようなもの、議決されているので、防災拠点庁舎は建つものだろうと思われませんが、仮にそうならなかった場合もこの類いの寄附はご本人には返還しない、ほかの用途に使っていいと、そういう約束をしてこの指定寄附はいただいているものなのですか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

猪股企画課長。

○企画課長（猪股雄司君） ご説明いたします。

基本的に建てる、建てないというのがありますが、こちらの方に関しましては、建設がもう予算を通っ

ているということで、建設の費用に役立てていただきたいということで寄附を申出されました。これに対しまして、私どもとしては、庁舎の整備基金、こちらのほうに積立てをさせていただきますということで受け取ったというような経緯でございます。

○議長（佐藤 孝君） 後藤勇典君。

○6番（後藤勇典君） 13ページのところなのですが、賠償補償保険料、増ということで500万円、こちらが歳入のほうに上がっております。これは、後段の部分の支出の補償金増の500万円とも連動してくるのですが、この内容説明、中身、内訳というか、そちらをお聞かせください。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

中川総務課長。

○総務課長（兼選挙管理委員会事務局長）（中川 宏君） ご説明申し上げます。

市が加入しております総合賠償保険におきまして、学校で起こりました死亡事故に対しまして、見舞金的な形で、賠償金ではなく補償金という形で500万円支払われるということで手続等が整いましたので、計上させていただいております。

○議長（佐藤 孝君） 後藤勇典君。

○6番（後藤勇典君） 確認までなのですが、こちらは今保険料としては佐渡市として年間どの程度支払っているのかということと、あと次年度以降上がるのか上がらないのかという、そこら辺の何か影響というのはあるものなのでしょうか。もし分かればお聞かせください。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

中川総務課長。

○総務課長（兼選挙管理委員会事務局長）（中川 宏君） ご説明申し上げます。

年間の保険料はちょっと今数字を持ち合わせておりませんが、算定の根拠としましては、それぞれ市町村の人口に付随して算定をしておりますので、このような形で案件が上がったからといって次年度の保険料が上がるというようなことはございません。

○議長（佐藤 孝君） よろしいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第131号についての歳入に関する質疑を終結いたします。

次に、議案第131号についての歳出に関する質疑に入ります。

2款総務費から4款衛生費までについての質疑を許します。質疑ありませんか。

中川直美君。

○18番（中川直美君） 1点だけお尋ねします。

年度の結、しまいに向けての不用残の処理云々もあるのだろうと思うのですが、29ページの非常備消防一般経費987万円ということで、結構大きいのかなと……。

○議長（佐藤 孝君） 中川議員に申し上げます。今2款総務費から4款衛生費までです。消防費ではありませんので、次に移ってからよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） それでは、質疑なしと認めます。

2 款総務費から 4 款衛生費までについての質疑を終結いたします。

次に、6 款農林水産業費から 10 款教育費までについての質疑を許します。

中川直美君。

○18 番（中川直美君） 29 ページ、コロナの関係もあるのですが、非常備消防一般経費 987 万円が三角ということです。非常備ですから、常備ではないということなのだろうけれども、コロナの影響だと思うのですが、もうちょっと具体的に教えてください。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

羽二生消防長。

○消防長（羽二生正博君） ご説明いたします。

非常備消防費、費用弁償 950 万円でございますが、議員おっしゃるとおりコロナ禍の関係で、本年度予定しておりました研修、各種事業が軒並み中止、取りやめとなっております。具体的には、一番大きい部分では佐渡市消防大会、操法競技会、そのほかでも総合防災訓練等が取りやめになっておりまして、その部分で消防団の費用弁償、こちらのほうで不用額が発生しておるものでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤 孝君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

6 款農林水産業費から 10 款教育費までについての質疑を終結いたします。

以上で議案第 131 号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第 132 号 令和 3 年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第 132 号についての質疑を終結いたします。

議案第 133 号 令和 3 年度佐渡市病院事業会計補正予算（第 3 号）についての質疑を許します。質疑ありませんか。

室岡啓史君。

○8 番（室岡啓史君） 病院事業会計の予算書の 7 ページです。2 点ありまして、両津病院移転新築経費増 909 万 7,000 円及び両津病院地質調査追加業務委託料の増 191 万 4,000 円について、その内容と、何で増額になるかという、その理由について説明をお願いします。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

伊藤両津病院管理部長。

○両津病院管理部長（伊藤浩二君） ご説明をいたします。

まず、7 ページ、建設改良出資金、両津病院移転新築経費増 909 万 7,000 円の内容でございますけれども、まず基本設計業務委託の令和 2 年度の通次繰越し分が 561 万円の半額です。今回は、その設計業務、補正

が990万円ございます。この設計業務の増につきましては、面積の増加、また委託発注時に想定していなかった関係法令、院外薬局に関することが主でございますけれども、こちらの事例調査、法令確認、関係当局との協議、また機器、あるいは設備、ある程度大型のものに限りますけれども、こちらの機種等の調査並びに搬入、配置計画を追加したものでございます。

また、さく井新設業務委託、この7ページの下のところは437万円でございますけれども、起債で430万円借りた、起債に該当しない3万5,000円、また両津病院地質調査追加業務委託、ボーリングの追加でございますけれども、こちら起債にかからない1万4,000円の分を半分ずつ、病院の会計と一般会計からの繰入れの金額を半々にして、合計が909万7,000円の一般会計からの出資金となっております。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 室岡啓史君。

○8番（室岡啓史君） 設計についてなのですが、院外薬局は、私の理解は、直前までは病院の中に組み込んで、家賃収入を得て経営していくという理解だったのですが、直近では事業者が自ら建設するというふうに変わってきた経緯についての説明と、あとは、3階の病棟、60床ある中、40床を地域包括ケア病床にするということはいいいのですが、正面側も反対側も凸凹のプランにして、全ての病床が窓に面するというような設計提案があったにもかかわらず、反対側の面はフラットな案に変更があったというところの説明を求めます。あともう一個、地質調査について、文化会館跡地に建てるはずで、実際にそうなっているのになぜ追加になっているのか、理解できないので、説明をお願いします。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

伊藤両津病院管理部長。

○両津病院管理部長（伊藤浩二君） ご説明申し上げます。

まず、薬局についてですけれども、普通借地権、地上権という形で考えますと、物を相手先に建てさせると非常に相手側の借りたほうの権利が強くなります。正直もう一生ものに近いような話になるわけですので、ただやはり私も公立病院で、島内にも薬局を運営されておられる方が何件かございますので、そういう方々には公平、公正という部分を担保するために、当院で建ててテナントを募集するという形で、一定期間、10年というふうに考えておりますけれども、そういう間隔、スパンでの入替えがあるのだということをお願いするということを考えていましたので、アパート経営ではありませんけれども、ある程度少しはこちらの収入になるような家賃設定も可能かなと思っておったのですけれども、その後法令等々を考えるにつけて、事業用定期借地権というのがございまして、これは30年までが期限なのですけれども、非常に貸主のほうの権利が強い。10年たったならそこはもう更地にしてもらうのが基本であると。出ていただくのが基本であると。もうとにかく10年たったなら改めて事業者選定が行われるという形で、そちらのほうの方がいい。例えば公立病院、ちょっと事例を探しましたが、この病院の敷地の中に入れてもいいよというのが平成28年の法改正でございまして、この令和元年から令和3年ぐらいのところの新しい事例しかないのですけれども、それでも全国五つの事例を見ますと、全てこの事業用定期借地権で相手に建てさせる方法を取っております。そうしたほうが逆に、9月議会でもご指摘を受けましたけれども、市の関与、病院の関与というものを逆にならないように市民に公平、公正というものをアピール、そちらのほうができるであろうというふうに変えたところでございます。

次に、病室の窓でございます。それぞれ全ての患者さんのところに外光が入る窓があるというのは非常に患者さんにとってもいいことですし、私どももその設計のアイデアは非常にいいものだと考えております。ただ、当院に入院されておられる方々の病態、非常にご高齢であったりというのを考えたときに、北側の全てのベッドに窓がついている部屋には、どちらかという丈夫な方がそういうところであっても、看護師がコツコツと部屋の奥のほうに入っていても十分対応ができると。ところが、そうでない方々もかなりおられるので、そういう形で看護師が夜中等々、昼間もですけれども、見回りするときに見回りのしやすい形という形で、下のほうは通常の四角い部屋で、ただ今回復期等の地域包括ケア病床にいろいろ取り組む中で……

○議長（佐藤 孝君） 簡潔をお願いします。

○両津病院管理部長（伊藤浩二君） すみません。面積等を考えて、下のほうはそういう形にしました。あと、ボーリングですけれども、ボーリングは設計業者が決まる前に調査ボーリングとして6本、令和2年度に掘らせていただきました。事業者が決まりまして、大体どんな配置で建物を置くかというのが決まったときにもう一か所ボーリングをお願いするという形で、設計業者と地質業者、請け負ったところが相談をして、両津病院はもう一本掘ったほうがいいです、お願いしますということで、今回掘らせていただくものです。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 簡潔をお願いします、質疑、答弁も。

室岡啓史君。

○8番（室岡啓史君） 最後、市長にお尋ねします。私1月31日に傍聴していました。伊貝副市長も企画課長もいらっしゃいましたが、何が言いたいかという、このままだと院外薬局がプレハブで造られるようなことになりかねない。立派な病院の片隅に事務所みたいなものができてしまうのではないかなということと、あと全面凸凹しているあのプランというところは、当日感動したのですが、そういったところが将来的な個室化も見据えてそういうふうな設計をしているというような説明があったと記憶しています。要は長い目で見たときにその原案に従ってやっていくべきではないかなと思っているのですが、市長として設計者のプロフェッショナリズムというところをもっと尊重すべきだったのではないかなと思うのですが、そここのところの説明、答弁を求めます。

○議長（佐藤 孝君） 予算に関係ないのですが、説明を許します。

伊藤両津病院管理部長。

○両津病院管理部長（伊藤浩二君） 説明します。

申し訳ありません。私ですけれども、まず設計者のプロフェッショナリズムは、当然設計者も十分に看護部と話し合っただけで決まっておりますので、設計者も十分に納得してございます。

次に、薬局でございますけれども、これも病院のトータルデザインの中で、それにそぐうようなデザイン、色合い、建物等を造ることという条件がつけられます。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 後藤勇典君。

○6番（後藤勇典君） 今の確認なのですけれども、委員会のところで伊藤両津病院管理部長のほうから、

院外薬局についての事業定期借地契約、この部分について、基本的には10年間という形で契約して、その後についてはもう一回公募をかけて、その後建物をどうこうするというのはあくまでも民間と民間の中で協議して決めてもらうという説明が委員会の中ではあったのですが、今ほどの答弁だと、基本的に更地にして、それでまた契約をというような、そういう話をされたので、ちょっとそこが食い違うところがあるので、もう一回きちんと説明してもらえますか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

伊藤病院管理部長。

○両津病院管理部長（伊藤浩二君） ご説明いたします。

申し訳ありません。確かに前回の委員会でそのようなお話しました。事業用定期借地権ですと、建物の買取り請求をしないという特約をつけることができます。逆に言うと、買い取ることも可能なのです。30年以上のものは、逆に買取り請求権をつけるのが通常の特約条項となります。いずれにしても、今お示しました中でも、建物を更地にして返せと書いてある条項が五つのうち四つですけれども、1つは建物については別途相談となっています。いずれにしても、契約行為ですので、どのような契約を結ぶかというところで、ただしそれは法の範囲の中で結べると考えておりますので、また改めて委員会で説明をさせていただきたいと思います。

○議長（佐藤 孝君） 細部については、委員会でやっていただきたいと思います。

後藤勇典君。

○6番（後藤勇典君） 一言申し上げたいのですけれども、まだ委員会の中の協議事項で、まだ決まってもいないものを本会議のところであたかも決まったような表現で説明されると非常に誤解を招きます。後日資料で我々委員会のメンバーはほかの事例の資料ももらっていますし、夕張市の事例だと、特にその限りではないとか、いろんなパターンがあるので、その点をきちんと、わきまえてと言ったらちょっとあれですけれども、気をつけていただきたいと思います。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

伊藤病院管理部長。

○両津病院管理部長（伊藤浩二君） まさにそのとおりでした。大変失礼いたしました。

○議長（佐藤 孝君） よろしいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第133号についての質疑を終結いたします。

議案第134号 令和3年度佐渡市下水道事業会計補正予算（第3号）についての質疑を許します。質疑ありませんか。

中川直美君、簡潔にお願いします。

○18番（中川直美君） すぐ終わります。4点ほど聞きます。

もちろん県が調査をした1,132か所のうち四つあって、そのうち佐渡が三つあったというので、違法な盛土ということなのだけれども、この原因等はこれから明らかになっていくと思うのですが、砂防指定ということなのですが、砂防三法の中のどの指定なのかというのをちょっとお尋ねしたい。

そして、今回は当面危なくないように水路とか排水をやるというのだけれども、県条例に違反するわけで、県条例に違反した場合、これペナルティーはどうかと。

あと、県も平成30年度に港湾工事の分を入れているということなのだけれども、本来県が管理すべきところに盛土したというのだけれども、建設的な残土になって、廃棄物扱いのものも入っているのではないかとこのも今後調査されるのですね。どうなっているのかお尋ねをしたいというふうに思います。

それで、そもそも県の条例でやっていますから、その区域については利用の制限と固定資産税評価額の2分の1が適用されているわけですね。その辺がどうなってこういうふうに分らなかつたのか、ちょっと教えてください。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

宮城上下水道課長。

○上下水道課長（宮城 徹君） ご説明申し上げます。

まず、砂防三法という中では、今回の井坪の盛土につきましては砂防法でございます。それから、県の港湾の盛土についてなのですが、こちらについては県も砂防法の指定というのは認識していなかったというふうに聞いております。こちらについては、産業廃棄物というよりは建設副産物ということで取り扱っております。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 議長に怒られますが、今回の、予算そのものでいえば安全対策、当面对策をやるということで、それはそれでいいのだけれども、これを民間がやったらえらい騒ぎになるのです。法を知らなかったという話ではなくて、県に責任をなすりつけるわけではありませんが、民間が不法投棄やっていたら、その頃は法律なかったからといたってかなりのペナルティーを受けると思うのですが、この県条例によるペナルティーはどうか。あと、現時点で砂防指定になっているのだったら、利用制限がかけられて、固定資産税評価額が最高2分の1で減額されていたわけだ。それはされていなかったのかな。その辺はどうかですか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

宮城上下水道課長。

○上下水道課長（宮城 徹君） ご説明申し上げます。

現在そういったところ、固定資産税評価額の2分の1という件について、当時の担当者とか、そういったところを今ピックアップして、この後聞き取りをするというような流れで現在調査中でございます。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 後段のほうだけ聞きます。産業廃棄物にならないというなら、それはそれでいいですが、ちょっと微妙だなと私は思っていますが、結果的に言うと、その利用者にとっては、砂防指定になっているわけだから、固定資産税評価額ですけれども、大した額ではないのかもしれませんが、2分の1を上限にするということになっているわけだ。それをやっていなかったということで、それも遡及しなければいけないのではないかとこのもなのだけれども、どうですか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

宮城上下水道課長。

○上下水道課長（宮城 徹君） 現在調査中として、聞き取りした中で事実確認をしていきたいと考えております。

○議長（佐藤 孝君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第134号についての質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第123号から議案第134号までについては、お手元に配付してあります委員会付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

日程第6 陳情第6号、陳情第7号

○議長（佐藤 孝君） 日程第6、陳情第6号、陳情第7号についてを一括議題といたします。

陳情第6号、陳情第7号については、お手元に配付してあります請願・陳情文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

ここで常任委員会審査のため、暫時休憩いたします。

午後 0時13分 休憩

午後 4時15分 再開

○議長（佐藤 孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7 （産業建設常任委員会付託案件）

議案第134号

○議長（佐藤 孝君） 日程第7、産業建設常任委員会に付託した案件についてを議題といたします。

産業建設常任委員会に付託した案件について、委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長、駒形信雄君。

〔産業建設常任委員長 駒形信雄君登壇〕

○産業建設常任委員長（駒形信雄君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定に基づき報告します。

議案第134号 令和3年度佐渡市下水道事業会計補正予算（第3号）について。本案は、令和3年度佐渡市下水道事業会計予算について、収益的収支では、収入の予定額から1,500万円、支出の予定額から1,500万円をそれぞれ減額するものであります。また、資本的収支では、収入の予定額に1,500万円を、支出の予定額に1,500万円をそれぞれ追加するものであります。主な内容は、収益的収支における入札による請負差額等の減額及び資本的収支における応急対策工事に伴う工事請負費等の増額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

以上であります。

○議長（佐藤 孝君） 以上で産業建設常任委員長の報告は終わりました。

これより議案第134号 令和3年度佐渡市下水道事業会計補正予算（第3号）についてに関する委員長質疑に入ります。

荒井眞理さんの質疑を許します。

荒井眞理さん。

○13番（荒井眞理君） 議案第134号について質疑をいたします。

この現場は小木半島にあって、県内の事例としてはニュースでも取り上げられた1,132か所のうちの代表的なもので、ニュースとして取り上げられていました。この砂防の管理条例というのは、県が持っているものです。ところが、これを佐渡市として今回工事予算として支出するということになった経緯、そして第一義は県に責任があるのではないかと私は思うのですけれども、あるいは市民の多くもそう思っていると思います。この予算を出すというのは、あたかも佐渡市に過失があったように見受けられますが、この県の責任との関係というのはどのように併せて審査されたのか、ご報告をお願いします。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

駒形産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（駒形信雄君） それでは、荒井議員の質疑にお答えをいたします。

まず、経緯ですが、新潟県が盛土総点検を行った結果、佐渡市の公共下水道工事等に由来する盛土が確認されたことから、万が一にも土砂の流出がないよう、市民の生活を守るため、早期に応急工事を行うものであるということであります。また、県の責任についてでございますが、委員会で審査を行いました、現状詳細については調査中ということであり、今後も引き続き県と協議を進めてまいりますという説明がございました。

以上であります。

○議長（佐藤 孝君） 荒井眞理さん。

○13番（荒井眞理君） 現在佐渡市議会のほうに報告されている、この盛土になっている土地の経緯については、3者が残土を搬入したということまでは明らかになってはいますけれども、そのほかにもこの盛土が搬入された可能性があるのではないかなと思うのです。そこは、地質調査とか、今後盛土の材料調査とか、そういったようなことをすることになっているのかなと。そうであれば、そこがはっきりする前にこの工事をするというのがどうなのかなということ、これはどのように審査されたのか、それからさっきも言いました新潟県の砂防指定地等管理条例、これは平成15年の4月から、その前には昭和46年からこの関係の規則が県にはあります。しかし、それがなきものの扱いで残土が次々に搬入されたというのは非常に不思議なことだと思うのですが、これ管理は県に大きい責任があると。にもかかわらず、佐渡市が1,500万円出すと。これ案分する必要があるのではないかなと思うのですけれども、先に市が丸抱えで出すという理由は何なのでしょう。事柄が非常に複雑で、ちょっと不可思議なことが多いので、いろいろ審査されたと思いますが、どのような審査だったのでしょうか。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

駒形産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（駒形信雄君） まず、誤解のないように申し上げますが、これは先議案件であり、調査結果により、市民の安全を担保するために応急措置としての計上でございます。それが第一点であり

ます。それから、県との関係ですが、旧小木町の経緯、それから佐渡市に入った経緯等も踏まえて、いろいろ聞き取り調査をしておるという状況でございます。この聞き取り調査が12月中に大体終わって、また委員会等に報告をしていきたいということでございますので、我々とするとその調査結果をいろいろ聞きながら判断をしていくことがベストだと考えております。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 荒井眞理さん。

○13番（荒井眞理君） 市も県も現場のことは調査中であると。そんな急には簡単にできないだろうと思います。その結果はもちろん待たなければいけないのですけれども、産業建設常任委員会としてはやはり現場を視察するべきだったかなと。議員全員協議会で写真は配られましたけれども、上空写真だけでは私たち現場の様子は分かりません。現場の視察はされたのでしょうか。排水路をつけるときのいろんな基準というのがありますし、県に代わって佐渡市がやるにしても、私は現場視察が必須だと思いますが、いかがでしたか。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

駒形産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（駒形信雄君） 現場視察は、この後委員会審査の中で予定を組んでおります。その中で、しっかりとしたもの、現場を見て判断をしていきたいというふうに委員会としては考えておりますし、今日の予定の中で先に現場視察なんていうことは日程的に無理だということ判断しております。後の委員会等でまたしっかりと現場を確認していきたいと思っております。

以上であります。

○議長（佐藤 孝君） これより議案第134号 令和3年度佐渡市下水道事業会計補正予算（第3号）についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤 孝君） 起立多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤 孝君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の会議は、12月8日午前10時から一般質問を行います。

本日は、これにて散会いたします。

午後 4時24分 散会